

○公 告

クロスボウ講習会（初心者）の開催について
銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3の2第1項に
規定するクロスボウ講習会（許可を受けようとする者を対象）を次のとおり
開催します。

令和8年1月9日

愛媛県公安委員会委員長 佐伯 鈴乃

1 開催日時

令和8年3月7日（土） 午前10時から午後5時までの間

2 開催場所

愛媛県新居浜市久保田町3丁目9番8号
愛媛県新居浜警察署 3階大会議室

3 受講対象者

初めてクロスボウの所持許可を受けようとする者

4 受講資格

愛媛県内に住所を有する者

5 受講申込手続

（1）受講申込受付期間

令和8年1月9日（金）から令和8年2月27日（金）までの間の
午前9時から午後4時30分まで（ただし、土・日曜日、祝日を除く。）

（2）受講申込書の提出先

住所地を管轄する警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

（3）提出書類等

ア 申込書（銃砲刀剣類所持等取締法施行規則様式第19号） 1通

イ 写真 1枚

ウ 手数料 6,900円（愛媛県収入証紙により納付）

※ 申込時に本人確認のため身分証明書等を確認することがあります。

6 講習会の内容

講習は、

- ・クロスボウ所持者の責任と心構え
- ・クロスボウの所持に必要な知識
- ・クロスボウの使用、保管等の取扱い

について実施し、講習終了後に学科試験を実施します。

学科試験に合格した者には、当日講習修了証明書を交付します。

7 その他

- (1) 受講申込時に交付したテキストを持参してください。
- (2) 講習終了後に学科試験を実施するため、筆記用具（鉛筆、シャープペンシル、消しゴム等）を持参してください。

8 問合せ先

愛媛県警察本部生活安全部生活環境課許可事務等指導室保安・営業・支援係（電話089-934-0110（内線3184、3185））又は愛媛県内各警察署生活安全課（刑事生活安全課）